

発明者の情報の願書記載に関する弊所の対応方針 Ver.02

— 2026年1月1日から施行される改正専利審査指南 —

1. 発明者の情報に関する審査指南の改正の内容

審査指南の発明者の部分において、下記のように改正が行われました。

【審査指南】 第1部分 第1章 4.1.2 発明者 第2段落

発明者は、個人 (すなわち自然人) でなければならぬ、願書にはすべての発明者の身分情報を記入して情報の真実性を確保しなければならない。…。

2. 審査指南が改正される前に、願書に記載が必要であった情報

- ・第1発明者の国籍
- ・第1発明者が中国籍の場合のみ、さらに身分証番号

3. 出願手続の基本的な方法 new

出願手続は、専利業務手続システムユーザ端末（以下「ユーザ端末」といいます）を通じて行いますが、下記の2つの方法があります。

[方法 A] （弊所を含め、中国の大手特許事務所の大半が採用している方法）



所内システム上の出願関連情報（発明者情報を含む）を、ユーザ端末を通じて、国家知識産権局のサーバに一括導出

なお、発明者の情報は、8名分までしか一括導出できない。

[方法 B]

ユーザ端末上で出願関連情報（発明者情報を含む）を手入力して、国家知識産権局のサーバに導出

4. 審査指南の施行後に出願受理条件満たす（受理通知書を得る）ために必要な情報 new

（1）外国籍の発明者について必要な情報

方法	発明者：8名以下		発明者：9名以上	
	国籍	身分情報	国籍	身分情報
〔方法A〕 （一括導出）	不要	不要	第8名まで：不要 第9名以降：〔方法B〕 により手入力が必要	不要
〔方法B〕 （手入力）	必要	不要	必要	不要

（今後、国家知識産権局のシステム更新により、〔方法A〕でも国籍の情報が必要になる可能性があります）

(2) 中国籍の発明者について必要な情報

国籍および身分証番号の情報が、常に**必要**です。

4. 弊所の対応方針 new**(1) すでにご依頼をいただき、出願準備中の件****① 発明者が8名以下の件**

今後、発明者の国籍を記載していない件について、そのことにより国家知識産権局から何らかの通知を受けた場合、案件毎に報告させていただきます。

② 発明者が9名以上の件

外国籍の発明者の国籍の情報をいただいていない件につきましては、案件毎に、その国籍の情報を追加でいただきたい旨の連絡をさせていただきます。

(2) これからご依頼をいただく件（弊所からまだ立案報告をお送りしていない件）

現状では、発明者が8名以下の件であれば、上記【方法A】を通じて**外国籍**発明者の国籍の情報なしにて出願手続を完了できる状況ではあります。

ただ、今後、国家知識産権局のシステム更新により**外国籍**発明者の国籍の情報が必須になる可能性があるため、可能であればその国籍の情報をご提供いただきたいと考えております。

具体的には、ご依頼時に外国籍の発明者の国籍の情報をいただいていない場合、弊所からお送りする立案報告の中におきまして、下記のような内容を連絡させていただく予定です。

『発明者が8名以下であり、現状では**外国籍**の発明者の国籍を記載せずに出願手続を完了できますが、今後、国家知識産権局のシステム更新などによりその国籍の情報が必要になる可能性があるので、可能であればその国籍の情報をご提供ください。**中国籍**の発明者が含まれている場合、その身分証番号をご提供ください。』

『発明者が9名以上であり、出願手続を完了するために、**外国籍**の発明者の国籍の情報をご提供ください。**中国籍**の発明者が含まれている場合、その身分証番号をご提供ください。』

ご不明な点などがございましたら、下記の連絡先までお気軽にご連絡ください。

日本部 任向然 (jpdepartment@dragonip.com 03-5510-7878)

よろしくお願ひいたします。

以上